

6 ス 第 3 1 号
平成26年1月31日

日本生態学会近畿地区会自然保護専門委員会
委員長 岩崎敬二様

京都府知事 山田啓二



「京都府亀岡市のアユモドキ等生息地における専用球技場建設に
関する再度の要請」に対する回答について

平成25年12月18日付けで貴委員会から提出のありました要請書について、別添のとおり回答します。

京都府文化環境部
スポーツ振興室施設担当
TEL 075-414-4284
FAX 075-414-4285

質問（１）現在公開されている都市計画素案は、この問題を検討するために招集された「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議」での議論と承認を経て提案されたものであることを、確認されましたか。

（回答案）

公開されている都市計画素案は、亀岡市が作成したものです。

都市計画素案を亀岡市のホームページにおいて公開し、意見募集を行うことについては、環境保全専門家会議にも報告しております。

質問（２）本年３月以降、アユモドキ等希少生物の保全に関して、どのような調査がおこなわれたのか確認されましたか。

質問（３）その調査で、どのような結果が得られたのか、確認されましたか。

（回答）

質問（２）（３）は関連するため、一括してお答えします。

亀岡市において、平成２５年６月に「亀岡市都市計画公園整備用地及び京都スタジアム（仮称）施設整備に係る動植物調査」を業務発注し、スタジアム建設予定地及び周辺地域における動植物（魚類、底生動物、昆虫、両生爬虫類、ほ乳類、植物、藻類、魚類餌資源）の生息状況及び環境調査（水路ネットワーク、魚類産卵状況、魚類餌資源流下状況）を実施しており、また、亀岡市と京都府が分担して、建設予定地及び桂川本川沿いの地下水位等を把握するために、地下水脈調査を実施しています。併せて、これまでの調査や他の機関での調査を整理し、分析を行っております。

こうした調査の状況については、環境保全専門家会議において適宜報告し、専門的見地からの意見や助言をいただいております。

質問（４）その調査結果を踏まえて、上記の都市計画素案によってアユモドキ等希少生物の永続的な生息が可能であると判断できますか。もし、可能であると判断される場合にはその根拠をお示しください。

（回答）

都市計画決定は、公園の種別、名称、位置、面積及び区域を定めるものであり、それがアユモドキ等希少生物の保全に影響を及ぼすものではありません。

なお、都市計画決定の手続きを進めることについては環境保全専門家会議の理解を得ております。

今後とも環境保全専門家会議の意見や助言をいただきながらアユモドキを含む自然環境の保全に必要な調査や対策を行い、亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）の整備とアユモドキ等の保全が両立できるよう取り組んでまいります。

平成 26 年 2 月 21 日

京都府知事 山田 啓 二 殿

日本生態学会近畿地区会自然保護専門委員会
委員長 岩崎 敬 二

「京都・亀岡保津川公園」都市計画決定に関する意見書

平成 25 年 12 月 18 日に当委員会より提出いたしました「京都府亀岡市のアユモドキ等棲息地における専用球技場建設に関する再度の要請」に載せた質問 4 点につきまして、平成 26 年 1 月 31 日付けでご回答いただき、厚く御礼申し上げます。

そのご回答について、当委員会は、以下のような大きな問題があることを貴職にお伝えし、現在亀岡市が行なっている都市計画決定に関わる一連の手続きをすみやかに中断して科学的な環境アセスメントを綿密に行うよう亀岡市をご指導いただきますよう、要請させていただきます。

1. 質問（1）に対するご回答について

このご回答には、当委員会の質問に対する適切な回答が書かれておりません。

私たちは、公開された都市計画素案が、環境保全専門家会議で議論、承認された上で提案されているものかどうかを尋ねておりますが、「議論と承認を経て提案された」または「議論と承認を経していない」というご回答がありません。よって、都市計画素案の公開と意見募集は環境保全専門家会議に報告されたものの、議論も承認されておらず、それを京都府はご存知であるものと判断いたします。

2. 質問（2）および（3）に対するご回答について

亀岡市が行なったとされる調査項目は、すべて、現況を把握するための調査であり、「都市計画原案で公表されている位置に公園を建設すること自体が、アユモドキ等希少生物にいかなる影響を及ぼすか」に関して予測・評価するための調査が行われておりません。また、公表されている公園の位置と面積から考えて、公園の建設が、アユモドキ等希少生物の永続的な棲息にとって重要な要素である地下水の循環を阻害する懸念がありますが、京都府と亀岡市が分担して実施された地下水脈調査も現況把握調査であって、公園建設後の地下水の流向や流量の変化がアユモドキ等希少生物の棲息に与える影響に関する調査が行なわれた形跡がありません。

さらに、「こうした調査の状況については専門家会議において適宜報告し、専門的見地からの意見や助言をいただいております」とありますが、京都府が具体的にどのような調査結果を把握・確認されているのかが、示されておりません。

3. 質問（4）に対するご回答について

「都市計画決定は、公園の種別、公園名、位置、面積及び区域を定めるものであり、それがアユモドキ等希少生物の保全に影響を及ぼすものではありません」とありますが、公園の位置、面積お

よび区域が定められるだけでも、アユモドキ等希少生物の永続的な棲息に対して極めて大きな影響を与えることが予想されます。そもそも「約 13ha」という公園全体の面積が希少生物の永続的な棲息を保証するものかどうかの検討が必要なはずですし、その公園の位置が、例えば、アユモドキの産卵場や稚仔魚の成育場所とどの程度重なるかの詳細な調査も不可欠です。そういった検討や調査を行うこともなく「アユモドキ等希少生物の保全に影響を及ぼすものではありません」とご回答されたことには、希少生物への影響を回避しようとする真摯な姿勢が見られず、文化財保護法や絶滅危惧種保存法の理念を行政自らが無視しているとしか思えません。

以上のように、残念ながら、ご回答からは、当該都市計画案が実現された場合の「アユモドキ等希少生物の永続的な棲息を保証する科学的な根拠」を京都府が把握しておられないことが明らかとなりました。また、亀岡市に対して、そういった科学的な根拠と合理的な判断を公開して議論の場を設けるようご指導いただく姿勢も見受けられませんでした。

現在、亀岡市より公表されている都市計画原案は「アユモドキなどが棲息している豊かな自然環境を保全する拠点」を目的として掲げ、スタジアムや周辺施設の建設を前提に、大幅に面積を縮小した「共生ゾーン」と呼ばれる区域を水田地域の替わりに新たに整備するとしています。しかし、その整備内容は未だ不明で、長年現地で調査活動を続けてきた研究者を含む環境保全専門家会議も、基礎調査すら途上の現状では、現在の開発計画のペースで有効な保全策を責任をもって提案することは難しいと表明しています。

棲息地の大きな改変を伴う希少生物の保全には、生活史サイクルの長さに応じた、少なくとも数年以上にわたる取り組みが必須であり、その上でさえ、保全が成功しない例が多数あります。今回の計画は、棲息地の大改変を前提にしなが、保全が成功する根拠がないまま、他に例を見ない速さで進められようとしています。

当地における豊かで貴重な湿地自然環境は、地形的特徴とともに、現在までの農業の営みと切り離せない関係にあります。将来的には土地利用の変化が予期されますが、法律・条例に則り、当地のかけがえのない自然環境を保全していくことは京都府民、亀岡市民、日本国民の責務であり、権利でもあります。今回の亀岡市による都市計画決定に関する一連の手続きは、技術的、社会的準備が整わないまま、土地利用の変化を著しく早め、自然環境の保全を危うくするものです。よって、将来に対する責任の一端を担う専門家集団である私たちは、原案のままでの拙速な都市計画決定に反対せざるをえません。

貴職におかれましては、亀岡市に対して、都市計画決定の手続きを中断し、都市計画原案を白紙に戻して、環境保全専門家会議からの助言を基に科学的な環境アセスメントを綿密に行い、その結果を踏まえた上で、関係する国、京都府、亀岡市の行政、地域関係者、市民、環境保全専門家会議も含めた専門家が十分に議論できる場を設けるようご指導いただきますよう、再度、心よりお願い申し上げます。

問い合わせ先：岩崎 敬二 〒631-8502 奈良市山陵町1500 奈良大学教養部

Tel: 0742-41-9591, Fax:0742-41-0650,

E-mail: iwasaki@daibutsu.nara-u.ac.jp